

議長(東久世) 邵議議ナクハ 可定ト認ム
入御
○
議長(東久世) 引續キ關東都督府職員特別任用
令中改正、件第一讀會ヲ開、朗讀ハ省略ス
報告員(河野) 審査、結果ヲ報告ス本舉ハ簡単
十九モ、ニテ關東都督府、通信事務官以
下、職員ハ内地、通信官吏、任用令ニ據ル
コトナセルニ其、根據ヲル任用令カ改定セ

ラレ郵便貯金局遞信管理局及通信官署職員
特別任用令トナリシラ以テ此ノ勅令變更ニ
伴ニ本令ヲ改正セムトスルニテ何等支障ナ

シテ認ム

議長(東久世) 御設議ナクハ 第二讀會移ル

(文書記官朗讀)

勅令第

號

關東都督府職員特別任用令中左ノ通改正ス
第五條申通信事務官通信事務官補特別任用令
ヲ通信事務官及通信事務官補ニ通信屬ヲ通信

監

監

監

書記「通信手」ヲ「通信書記補」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

議長東久世御發議ナクハ第三讀會ニ移ル朗

讀ハ省略ス

御發議ナクハ本案可決ト認ム

(正午十二時開會)

副議長伯爵

書記官長木下金吉郎

書記官

清水 勝

入江 勝一

回数
紙数
枚数



日英通商航海條約

日本國皇帝陛下及大不列顥愛蘭聯合王國大不列顥海外領土皇帝印度皇帝陛下ハ幸ニ其ノ間並其ノ臣民間ニ存在スル友好親善ノ關係ヲ鞏固ナラシム且兩國ノ通商關係ヲ進歩發達セシムコトヲ欲シ之カ爲ニ通商航海條約ヲ締結スルコトニ決定シ日本國皇帝陛下ハ英國駐劄特命全權大使從三位勳一等加藤高明ヲ大不列顥愛蘭聯合王國大不列顥海外領土皇帝印度皇帝陛下ハ外務大臣國會議員「バロネットゼ、ライト、オノラブル、サリ、エドワード、グレイ」ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトニ付完全ナル自由ヲ有スヘク而シテ其ノ國法ニ遵由スルニ於テハ

- 一 旅行及住居ニ關スル一切ノ事項ニ付總テ內國臣民ト同一ノ基礎ニ置カルヘク
- 二 商業及製造業ヲ營ミ又自ラ行フト代理人ニ由ルトテ間ハス且單獨ニテ行フト外國人或ハ內國臣民トノ組合ヲ以テスルトニ論ナク適法ナル商業ノ目的物マル各種商品ヲ取扱フコトニ付內國臣民ト同等ノ權利ヲ享有スヘク
- 三 產業、生業、職業及修學研究ヲ行フコトニ關スル一切ノ事項ニ付總テ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ基礎ニ置カルヘク

- 四 内國臣民ト同一ノ方法ヲ以テ必要ナル家屋、製造所、倉庫、店舗及附屬構造物ヲ所有
又ハ賃借シテ之ヲ使用シ且住居、商業、産業其ノ他適法ナル目的ノ爲土地ヲ賃借スル
コトヲ得ヘク
- 五 國法ニ依リ別國ノ臣民又ハ人民カ取得占有スルコトヲ得又ハ得ルコトアルヘキ
各種ノ動産及不動産ヲ相互ノ條件ニ依リ且常ニ該國法ノ定ムル條件及制限ニ反セ
ザル限り取得占有スルノ完全ナル自由ヲ享有シ内國臣民ニ對シテ制定セラレ又ハ
制定セラルコトアルヘキ所ト同一ノ條件ニ依リ貿買、交換、贈與、婚姻、遺言其ノ他ノ
方法ニ因リ之ヲ處分スルコトヲ得ヘク又其ノ財産ノ賣得金及總テ其ノ動産ヲ國法
ニ從ヒテ輸出スルノ自由ヲ享有シ外國人タルノ故ヲ以テ之カ爲同様ノ場合ニ内國
臣民ノ負擔スル所ト異ナルカ或ハ之ヨリ多額ナル稅金ヲ課セラルコトナカルヘ
ク
- 六 其ノ身體及財產ニ對シテ常ニ完全ナル保護及保障ヲ享受シ其ノ請求及權利ヲ主
張擁護セムカ爲自由且容易ニ裁判所其ノ他ノ官廳ニ申出ツルコトヲ得且内國臣民
ト均シク右裁判所及官廳ニ於テ自己ヲ代理セシムカ爲代言人及辯護士ヲ選擇使
用スルノ完全ナル自由ヲ享有シ其ノ他司法ニ關スル一切ノ事項ニ付一般ニ内國臣
民ト同一ノ權利及特權ヲ享有スヘク
- 七 内國臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ人民ノ納付シ又ハ納付スルコトアルヘキ所ト異
ナリ又ハ同一ヨリ少頃シ可等の租稅手續料課金又ハ貢納ヲ徵收セラルコトナ

用スルノ完全ナル自由ヲ享有シ其ノ言語ニ關スル事一項ノ事務官ヲ
民ト同一ノ權利及特權ヲ享有スヘク

七 内國臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ人民ノ納付シ又ハ納付スルコトアルヘキ所ト異
ナルカ或ハ之ヨリ多額ナル何等ノ租稅、手數料、課金又ハ貢納ヲ徵收セラルコトナ

カルヘシ

八 又保稅庫入ニ關スル便益、獎勵金及戻稅ニ關スル一切ノ事項ニ付内國臣民ト全ク
均等ナル待遇ヲ享受スヘシ

第二條

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ陸軍、海軍、護國軍又ハ民兵ノ何レタル
ヲ問ハス總テノ強制兵役ヲ免レ且服役ノ代トシテ課セラルル一切ノ貢納ヲ免レ又強募
公債及軍用徵發又ハ取立金ニ付テハ不動產ノ所有者、賃借者又ハ使用者トシテ内國臣民
ト均シク課セラルルモノヲ除クノ外亦一切之ヲ免ルヘシ

前記ノ事項ニ關シ締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ最惠國ノ臣民又ハ人
民ニ與ヘラレ又ハ與ヘラルコトアルヘキ所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ與ヘラルコト
ナカルヘシ

第三條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ有スル家宅、倉庫、製造所及店舗並一切
ノ附屬構造物ニシテ適法ノ目的ニ使用セラルモノハ侵スヘカラス右建物又ハ附屬構
造物ニ付テハ内國臣民ニ對スル法定ノ條件及方式ニ依ルノ外臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿、
書類若ハ計算書ヲ検査點閱スルコトヲ得ス

第四條

兩締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ港、都市其ノ他ノ場所ニ總領事、領事、副領事及領事事務官ヲ

置クトヲ得但シ右領事官ノ駐在ヲ認可スルニ便ナラサル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ス尤モ此ノ制限ハ一切ノ他國ニ對シテモ亦均シク之ヲ加フルニ非サレハ一方ノ締約國
ニ對シテ之ヲ加フルコトヲ得ス

右總領事、領事、副領事及領事事務官ハ駐在國政府ヨリ認可狀其ノ他相當ノ證認狀ヲ得タ
ルトキハ其ノ職務ヲ執行シ且最惠國領事官ニ認許セラレ又ハ認許セラルコトアルヘ
キ特權特典及免除ヲ享有スルノ權利ヲ有スヘシ認可狀其ノ他ノ證認狀ヲ發給シタル政
府ハ其ノ裁量ヲ以テ之ヲ取消ス權利ヲ有ス但シ其ノ取消ヲ爲スニ付テハ之ヲ正當ト認
メタル理由ヲ説明スヘシ

第五條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ死亡シタル場合ニ死者ノ本國法ニ
依リ相續財產ヲ收受管理スルノ權利ヲ有スル者其ノ地ニ在ラサルトキハ死者所屬國
ノ當該領事官ハ必要ナル手續ヲ履行シタル上右死者財產所在地ノ國法ノ定ムル方法
及制限ニ依リ該相續財產ヲ保管管理スルコトヲ得
締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版圖外ニ於テ死亡シタルモ該版圖内ニ財產ヲ所有セ
ル場合ニ相續財產ヲ收受管理スルノ權利ヲ有スル者右財產所在地ニ在ラサルトキハ亦
前項ノ規定ヲ準用ス

死者ノ相續財產ノ管理ニ關スル一切ノ事項ニ付締約國ノ一方カ別國ノ領事官ニ現ニ
在シ又ハ今後許與スルコトアルヘキ權利、特權、恩典又ハ免除ハ締約國ノ他ノ一方ノ領

事官ニ即時且無條件ニテ之ヲ及ホスヘキモノトス

第六條

兩締約國版圖ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ自由アルヘシ締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ外國通商ノ爲ニ開カレ又ハ開カルコトアルヘキ一切ノ場所、港及河川ニ船舶及貨物ヲ以テ自由ニ到ルコトヲ得而シテ到達國ノ國法ニ遼由スルニ於テハ通商及航海ニ關スル事項ニ付内國臣民ノ享有シ又ハ享有スルコトアルヘキ所ト同一ノ權利、特權、自由、恩典、特典及免除ヲ享有スヘシ

第七條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ間ハス別國ノ製產ニ係ル同様ノ物品ニ適用セラルル最低率ノ關稅ヲ課セラルヘシ

締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ間ハス別國ノ生産又ハ製造ニ係ル同様ノ物品ノ輸入ニ對シテ均シク適用セラレサル何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラルコトナカルヘシ但シ人畜又ハ農業上有用ナル植物ノ安全ヲ保障スルノ必要ニ基キタル衛生上其ノ他ノ禁止ハ此ノ限ニ在ラス

第八條

聯合王國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第一號ニ列記スルモノハ日

本國ニ輸入セラルルニ當リ該稅表ニ定ムル所ヨリ多額ノ關稅ヲ課セラルコトナカル
ヘシ

日本國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第一號ニ列記スルモノハ聯合
王國ニ輸入セラルルニ當リ關稅ヲ課セラルコトナカルヘシ
但シ本條約實施ノ日ヨリ一年ヲ経過シタル後何時ダリトモ兩締約國ノ一方ガ該稅表中
ニ修正ヲ加ヘムコトヲ希望スルトキハ其ノ希望ヲ他ノ一方ニ通告スルコトヲ得右通告
アリタル上ハ本件ノ爲商議直ニ開始セラルヘク通告ノ日ヨリ六月以内ニ商議満足ニ結
了セラルトキハ通告ヲ與ヘタル締約國ハ本條廢棄ノ爲六月ノ豫告ヲ一月以内ニ與フル
コトヲ得而シテ右豫告期間ノ終了ト同時ニ本條ハ其ノ效力ヲ失フヘク之カ爲本條約ノ
他ノ規定ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第九條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ他ノ一方ノ版圖ニ輸出セラ
ルルモノハ其ノ輸出ニ當リ別國ニ輸出セラル同様ノ物品ニ對シ徵收スル所ト異ナル
カ或ハ之ヨリ多額ナル課金ヲ徵收セラルコトナカルヘシ又如何ナル物品タリトモ締
約國ノ一方ノ版圖ヨリ他ノ一方ノ版圖ニ輸出セラルルニ對シ同様ノ物品カ別國ニ輸出
セラルルニ對シテ均シク適用セラレサル何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラルコトナカル
ヘシ

第十條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ他ノ一方ノ國法ニ從ヒ其ノ版圖内ヲ通過スルモノハ直過スルト又ハ通過中荷卸及庫入ノ後更ニ荷積セラルルトヲ聞ハス互ニ一切ノ通過税ヲ課セラルコトナカルヘシ

第十一條

國家、地方官廳又ハ自治體ノ利益ノ爲課セラルル内國稅ニシテ兩締約國ノ一方ノ版圖内ニ於ケル物品ノ生産、製造又ハ消費ニ影響シ又ハ影響スルコトアルヘキモノハ何等ノ理由ヲ以テスルモ他ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニ對シ同様ノ内國品ニ對スルヨリモ多額ナルカ或ハ重キ負擔タルコトヲ得ス

締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ庫入又ハ通過ノ目的ヲ以テ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルモノハ内國稅ヲ課セラルコトナカルヘシ

第十二條

兩締約國ノ一方ノ臣民タル商工業者及該國ノ版圖内ニ於テ住所ヲ有シ其ノ業ヲ營ム商工業者ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ木人自ラ又ハ旅商ヲ用ヒテ物品ヲ買入レ見本携帶又ハ不携帶ニテ注文ヲ取集ムルコトヲ得而シテ右商工業者及其ノ用フル旅商ハ買入ヲ爲シ又ハ注文ヲ取集ムルニ當リ課稅及便益ニ關シテ最惠國待遇ヲ享受スヘシ
前記ノ目的ヲ以テ見本トシテ輸入セラルル物品ハ其ノ再輸出セラルヘキコト又ハ法定期間内ニ再輸出セラレサル場合ニ成規ノ關稅ノ納付セラルヘキコトヲ確實ナラシムカ爲ニ制定セラレタル稅關法規及手續ヲ履行スルトキハ各締約國ニ於テ一時無稅輸入

ヲ許可セラルヘシ但シ此ノ特權ハ物品ノ數量又ハ價格ニ徵シ見本ト認ムルコト能ハサ
ルモノ又ハ其ノ性質上再輸出ノ際校合スルコト能ハサルモノニハ之ヲ與フルコトナシ
見本カ無税輸入ヲ許可セラルヘキモノタルト否トヲ決定スルハ何レノ場合ニ於テモ輸
入地當該官廳ノ權内ニ専屬ス

第十二條

前條記載ノ見本ニ對シ其ノ輸出ノ際兩締約國ノ一方ノ稅關カ施シタル記號、極印又ハ印
章ハ右見本ノ詳細ナル説明ヲ記載シ該稅關ノ發給セル公ノ查證ヲ有スル目錄ト共ニ其
ノ見本品タルコトヲ證明スルモノトシテ且該目錄列記ノモノタルコトヲ確認スルカ爲
必要ナル外右見本ヲシテ検査ヲ免レシムルモノトシテ互ニ他ノ一方ノ稅關官吏ヨリ
承認セラルヘシ但シ其ノ特ニ必要ト認ムル場合ニハ更ニ記號ヲ該見本ニ施スコトヲ
得

第十四條

商業會議所其他締約國版圖内ニ於ケル公認ノ營業組合及商業組合ニシテ之カ爲權限
ヲ付與セラレタルモノハ旅商ノ要スルコトアルヘキ證明書ノ發給權限ヲ有スルモノト
シテ互ニ承認セラルヘシ

第十五條

兩締約國ノ一方ノ國法ニ從ヒテ既ニ設立セラレ又ハ今後設立セラルヘキ商工業及金融
業ニ關スル有限責任其ノ他ノ會社及組合ニシテ該國版圖内ニ於テ登記セラレタルモノ

ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ其ノ國法ニ違反セサル限り權利ヲ行使シ且原告又ハ被告ト
シテ裁判所ニ出頭スルコトヲ得

第十六條

各締約國ハ適法ニ輸入シ又ハ輸出セラルコトヲ得ル一切ノ商品ノ輸入又ハ輸出及其
ノ版圖ヨリ又ハ版圖ヘノ旅客ノ運輸ヲ他ノ一方ノ船舶ニ認許スヘシ右船舶其ノ貨物及
旅客ハ内國船舶其ノ貨物及旅客ト同一ノ特權ヲ享有シ之ニ課セラル所ト異ナルカ或
ハ之ヨリ多額ナル稅金又ハ課金ヲ課セラルコトナカルヘシ

第十七條

締約國ノ港灣、船渠及碇泊所ニ於ケル船舶ノ繫留及貨物ノ積卸ニ關スル一切ノ事項ニ付
テモ亦締約國ニ於テ兩國ノ船舶ヲ全ク均等ニ待遇スルノ意思ナルニ因リ締約國ノ孰レ
ノ一方ダリトモ他ノ一方ノ船舶ニ對シテ同様ノ場合ニ均シク許與セサル何等ノ特權又
ハ便益ヲ自國船舶ニ許與スルコトナカルヘシ

第十八條

日本國ノ國法ニ從ヒ日本船舶ト認メラル一切ノ船舶又大不列顛國ノ國法ニ從ヒ大不
列顛船舶ト認メラル一切ノ船舶ハ本條約ノ目的ニ於テ日本船舶又ハ大不列顛船舶ト
認メラルヘシ

第十九條

政府、官公吏、私人團體又ハ各種營造物ノ名義ヲ以テ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラル頓稅、

港稅、水先案内料、燈臺稅、檢疫費其ノ他名稱ノ如何ニ拘ラス之ニ類似スル稅金又ハ課金ハ
同様ノ場合ニ同一ノ條件ヲ以テ均シク内國船舶一般ニ又ハ最惠國船舶ニ課スルモノニ
非サレハ締約國ノ一方ノ港ニ於テ之ヲ他ノ一方ノ船舶ニ課スルコトナシ右均等ノ待遇
ハ各締約國ノ船舶カ何レノ地ヨリ來リ又何レノ地ニ往クヲ問ハス相互ニ之ヲ實行スヘ

シ

第二十條

兩締約國ノ一方ノ定期郵便運送ノ任務ニ當ル船舶ハ他ノ一方ノ領水内ニ於テ同様ノ最
惠國船舶ニ許與セラル特別ノ便益特權及免除ヲ享有スヘシ

第二十一條

兩締約國ノ沿岸貿易ハ本條約ノ規定スル限ニ在ラス日本國及聯合王國各自ノ國法ノ定
ムル所ニ依ル但シ締約國ノ一方ノ臣民及船舶ハ本件ニ關シ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ最
惠國待遇ヲ享受スヘキモノトス
尤モ日本船舶及大不列顛船舶ハ外國ヨリ積載シ來リタル旅客又ハ貨物ノ全部又ハ一部
ヲ陸揚セムカ爲或ハ外國ヲ目的地トスル旅客又ハ貨物ノ全部又ハ一部ヲ積載セムカ爲
一ノ港ヨリ他ノ港ニ航行スルコトヲ得
又締約國ノ一方ノ沿岸貿易カ内國船舶ニ全然留保セラル場合ニ他ノ一方ノ船舶ニシ
テ右留保セラレタル沿岸貿易ノ區域外ニ在ル地トノ貿易ニ從事スルモノハ該區域外ノ
地ヨリ來リ又ハ之ニ到ルヘキ通シ切符ヲ所持スル旅客又ハ通シ船荷證券ヲ有スル商品

チ前記締約國ノ一方ノ二港間ニ運輸スルコトヲ禁止セラレサルベク且右運輸ニ從事スルニ當リ該船舶及其ノ貨物ハ總テ本條約ノ規定スル特權ヲ享有スヘキモノトス

第二十二條

兩締約國ノ一方ノ國籍ヲ有スル船舶ニシテ他ノ一方ノ領水内ニ在ルモノノ船員脱船シタルトキ脱船者回收ノ爲該船舶所屬國ノ當該領事官ニ於テ一切之ニ關スル費用ノ償還セラルベキコトヲ保障シテ請求シタル場合ニハ地方官廳ハ國法ノ許ス限り其ノ權内ニ在ル各般ノ援助ヲ與フルコトヲ要ス

右ノ規定ハ脱船地ノ國ノ臣民ニ關シテハ之ヲ適用セサルモノトス

第二十三條

兩締約國ノ一方ノ船舶ニシテ暴風又ハ偶然ノ事故ノ爲已ムヲ得ス他ノ一方ノ港ニ避難スルモノハ其ノ地ニ於テ修繕ヲ爲シ一切ノ需要品ヲ求メテ出港スルコトヲ得ヘク同様ノ場合ニ内國船舶ノ納付スル所ト異ナル何等ノ税金ヲ徵收セラルコトナシ但シ商船ノ船長カ費用ヲ支辨スル爲其ノ商品ノ一部ヲ處分スルノ必要ヲ認メタルトキハ寄港地ノ規則及税法ニ遵由スルコトヲ要ス

締約國ノ一方ノ船舶カ他ノ一方ノ沿岸ニ於テ擱坐シ又ハ難破シタルトキハ該船舶、其ノ一切ノ部分、備付品、附屬品竝該船舶ヨリ救上ケラレ若ハ海中ニ投下セラレタル一切ノ貨物及商品又ハ此等物品中賣却セラレタルモノアル場合ノ收得金ハ右擱坐又ハ難破シタル船舶内ニ發見セラレタル一切ノ書類ト共ニ所有者又ハ其ノ代理人ヨリ要求アリ次第

之ヲ引渡スヘシ右所有者又ハ代理人現場ニ在ラサルトキハ難破又ハ擱坐ノ場所ヲ管轄
區域内ニ包含スル日本國又ハ大不列顛國領事官ヨリ國內法ノ定ムル期間内ニ請求アリ
次第之ヲ引渡スヘシ而シテ右領事官所有者又ハ代理人ハ財產保存ノ爲要シタル費用ノ
外内國船舶カ難破又ハ擱坐セル同様ノ場合ニ於テ支辨スヘキ救護費其ノ他ノ費用ノミ
ヲ支辨スヘシ

締約國ハ又救上ケラレタル商品カ内國消費ノ爲ニ引取ラレサル限り關稅ヲ徵收セサル
ヘキコトヲ約定ス

船舶カ暴風ノ爲打寄セラレ、擱坐シ又ハ難破シタル場合ニ所有者又ハ船長其ノ他所有者
ノ代理人不在ナルカ又ハ現場ニ在ルモ其ノ請求アルトキハ當該國ノ領事官ハ自國民ニ
必要ナル援助ヲ與ヘムカ爲關與スルコトヲ得ヘシ

第二十四條

兩締約國ハ各締約國ノ通商、航海及工業ヲ總テ最惠國ノ基礎ニ置クノ意思ナルニ因リ通
商、航海及工業ニ關スル一切ノ事項ニ付其ノ一方カ別國ノ船舶又ハ臣民若ハ人民ニ現ニ
許與シ又ハ今後許與スルコトアルヘキ一切ノ恩典、特權又ハ免除ヲ即時且無條件ニテ他
ノ一方ノ船舶又ハ臣民ニ及ホスコトニ同意ス

第二十五條

本條約ノ規定ハ各締約國カ専ラ國境ノ内外各側ニ於ケル一定地帶内ノ國境貿易ヲ便ナ
ラシメムカ爲接壤國ニ許與スル關稅上ノ殊遇、締約國ノ内國民漁業ノ產物ニ許與セラル

ル待遇又ハ日本國ニ近接スル外國領水内ニ於テ捕獲採取セラレタル魚類其ノ他ノ水產物ニ關シ日本國カ許與スル關稅上ノ殊遇ニハ之ヲ適用セス

第二十六條

本條約ノ規定ハ批准書交換ノ日ヨリ二年以内ニ大不列顛國皇帝陛下ノ海外ノ領土、殖民地、屬地又ハ保護領ノ何レカノ爲大不列顛國皇帝陛下ノ東京駐劄代表者ヨリ加入ノ通告ヲ爲スニ非サレハ右領土、殖民地、屬地又ハ保護領ノ何レニモ適用セラルコトナシ

第二十七條

本條約ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ本條約ハ一千九百十一年七月十七日ヨリ實施シ一千九百二十三年七月十六日迄效力ヲ有ス右期間滿了ノ十二月前ニ兩締約國ノ孰レヨリモ本條約ヲ消滅セシムルノ意思ヲ他ノ一方ニ通告セサルトキハ本條約ハ締約國ノ一方カ其ノ廢棄ヲ聲明シタル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有ス

尤モ第二十六條ノ規定ニ依リ本條約ノ適用セラルルニ至リタル大不列顛國ノ領土、殖民地、屬地及保護領ニ關シテハ其ノ箇箇ニ付各締約國ハ何時ニテモ十二月ノ豫告ヲ以テ本條約ヲ終了セシムルノ權利ヲ有ス

大不列顛國ノ領土、殖民地、屬地及保護領ニ關スル本條及前條ノ規定ハ「サイラス島ニモ亦適用セラルルモノトス

右證據トシテ各全權委員之ニ署名調印ス
一千九百十一年四月三日倫敦ニ於テ本書二通ヲ作ル

加藤高明印
イ・グレイ印

附 屬 稅 表

第 一 號

	品 名	單 位	稅 金
二六六	ペント 四 其ノ他		
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサ ルモノ	容器共	四、一五
二七五	乙 其ノ他	每百斤	三、三〇
	一 單撚ノモノ		
	甲 生ノモノ		
二九八	乙 其ノ他	同 同	八、六〇
	綿織物		九、二五
	一 天鵝絨、プラシ、其ノ他ノバイル織物(バイル ヲ切リタルト否トヲ別々ス)		
	甲 生地ノモノ	同 同	一五、五〇

日本國定稅
番號

	品名	単位	税率
乙 其ノ他		每百斤	三〇〇
七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ)			
甲 生地ノモノ			
甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラム チ超エサルモノニシテ五ミリメートル 平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ 十九チ超エサルモノ	同	同	一五三〇
ロ 二十七チ超エサルモノ	同	同	二〇七〇
ハ 三十五チ超エサルモノ	同	同	二八七〇
ニ 四十三チ超エサルモノ	同	同	三八〇〇
ホ 其ノ他	同	同	五一三〇
甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラム チ超エサルモノニシテ五ミリメートル 平方内ニ於ケル經緯ノ絲數			
イ 十九チ超エサルモノ	同	同	八三〇
ロ 二十七チ超エサルモノ	同	同	一〇五〇
ハ 三十五チ超エサルモノ	同	同	一三五〇

ニ 四十三ヲ超エサルモノ

ホ 其ノ他

甲ノ三 百平方メトルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメトル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數

イ 十九ヲ超エサルモノ

ロ 二十七ヲ超エサルモノ

ハ 三十五ヲ超エサルモノ

ニ 四十三ヲ超エサルモノ

ホ 其ノ他

甲ノ四 百平方メトルニ付三十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメトル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數

イ 十九ヲ超エサルモノ

ロ 二十七ヲ超エサルモノ

ハ 三十五ヲ超エサルモノ

ニ 四十三ヲ超エサルモノ

ホ 其ノ他

同

一六五〇

同

一八七〇

同

六七〇

同

一八三〇

同

一〇五〇

同

一三五〇

同

一四七〇

同

六〇〇

同

六七〇

同

八〇〇

同

一〇七〇

同

一三三〇

	品名	単位	税率
甲ノ五	其ノ他	每百斤	九三〇
乙	單ニ漂白シタルモノ	前記生地ノモノノ 率ニ毎百斤三圓ヲ加フ税	
丙	其ノ他	前記生地ノモノノ 率ニ毎百斤七圓ヲ加フ税	
九	其ノ他		
甲	生地ノモノ		
甲ノ一	百平方メートルニ付五キログラム ヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル 平方内ニ於ケル經緯ノ絲數		
イ	十九ヲ超エサルモノ	每百斤	一六四〇
ロ	二十七ヲ超エサルモノ	同	二二三〇
ハ	三十五ヲ超エサルモノ	同	二九三〇
ニ	四十三ヲ超エサルモノ	同	三九三〇
ホ	其ノ他	同	五三三〇
甲ノ二	百平方メートルニ付十キログラム ヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル 平方内ニ於ケル經緯ノ絲數		

イ　十九ヲ超エサルモノ
ロ　二十七ヲ超エサルモノ
ハ　三十五ヲ超エサルモノ
ニ　四十三ヲ超エサルモノ
ホ　其ノ他

甲ノ三　百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數

イ　二十七ヲ超エサルモノ
ロ　三十五ヲ超エサルモノ
ハ　四十三ヲ超エサルモノ
ニ　其ノ他

甲ノ四　百平方メートルニ付三十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數

イ　二十七ヲ超エサルモノ
ロ　三十五ヲ超エサルモノ

同　同　同　同　同　同
八〇〇
一〇〇〇
一四三〇
一八〇〇
二〇〇〇

同　同　同　同　同　同
八〇〇
一一三〇
一五〇〇
一八八〇

同　同
七二〇
八七〇

日本國定稅率
表ニ於ケル率
番號

品名

單位	稅率
每百斤	一一三〇
同	一四七〇
同	一〇〇〇
前記生地ノモノノ稅率ニ毎百斤三圓ヲ加フ	
前記生地ノモノノ稅率ニ毎百斤七圓ヲ加フ	

ハ 四十三ヲ超エサルモノ	
ニ 其ノ他	
甲ノ五 其ノ他	
乙 單ニ漂白シタルモノ	
丙 其ノ他	

三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物

二 其ノ他

甲 毛製ノモノ

ロ 一平方メートルニ付二百グラムヲ超エ サルモノ	每百斤	五七五〇
-----------------------------	-----	------

ハ 一平方メートルニ付五百グラムヲ超エ サルモノ	同	四五〇〇
-----------------------------	---	------

ニ 其ノ他

乙 毛綿製ノモノ

ハ 一平方メートルニ付五百グラムヲ超エ サルモノ	同	二〇〇〇
-----------------------------	---	------

一八〇〇

同

〇〇八三

同

〇二〇

同

〇七〇

同

一〇一〇

同

ニ 其ノ他

四六二 鐵

塊及錠

甲 銑鐵

甲 金屬ヲ鍍セタルモノ

甲ノニ 其ノ他

イ 厚〇、七ミリメトルヲ超エタルモノ

乙 単金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 錫鍍シタルモノ (葉鐵及葉銅)

イ尋常ノモノ

乙ノ二 電鍍シタルモノ (波形ト否トヲ別々)

ス

第一號

- 一 染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重
- 二 染メサル又ハ捺染セサル純絹製羽二重手巾
- 三 銅ノ塊及錠
- 四 麥稈其ノ他ノ材料ヲ以テ製シタル眞田
- 五 檀腦及檀腦油
- 六 竹製ノ籠行李ヲ含ム及編細工
- 七 蘭草製造
- 八 日本漆器
- 九 茄子油
- 十七寶器